平成２４年（フ）第５９号
沖縄県名護市宇茂佐の森２丁目21番地３　グレイスフルひかり103号
債務者　塗田　洋介
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１１６号
北海道岩見沢市志文町297番地20　市営住宅３号棟１－６号室
債務者　石塚　睦子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７２４号
神奈川県平塚市花水台１番17―105号　レオパレス花水台
債務者　丸山弘こと　朴　　永牧
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４８０号
新潟市秋葉区金沢町１丁目１番34号　ツインハウスＢ－２号、前住所新潟市中央区上近江４丁目７番35号　サンビレッジＭＩＺＵＮＯ－Ｃ棟102号
債務者　大滝　章平
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０７号
愛知県一宮市多加木５丁目２番28号
債務者　谷　良太郎
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４０９号
愛知県犬山市大字橋爪字石畑４番地１　コーポフレンズ１Ａ
債務者　岡本　浩一
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５９３号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目１番37号デイスターＮ101、前住所大阪府岸和田市上野町西13番３号
債務者　遠藤　一仁
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４１号
大阪府和泉市府中町1778番地の２レトア泉203号、前住所大阪府和泉市はつが野２丁目10番４―204号
債務者　蜂屋　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５８号
大阪府岸和田市小松里町1138番地
債務者　坂口美津子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６３号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番２―106号
債務者　中谷　英二
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７３号
大阪府泉大津市昭和町５番４―35号
債務者　プルメリアこと　南原　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
大阪府貝塚市地蔵堂87番地１ハイツ山本Ｂ―205号
債務者　村井　保博
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７００号
大阪府泉佐野市東羽倉崎町11番３―707号
債務者　西浦みちよ
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目４番26号勝間ハイツ11、前住所大阪府泉佐野市市場南１丁目１番31号米谷マンション
債務者　椎山　沙織
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
大阪府岸和田市磯上町５丁目24番24号
債務者　竹平　久男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
大阪府岸和田市大北町１番32―1208号
債務者　丁　ちひろ（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７２１号
大阪府泉大津市助松団地１番12―210号、前住所大阪府泉大津市助松町２丁目10番９号
債務者　大畑　敏之
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係